

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

田野畑村長 佐々木 靖

市町村名 (市町村コード)	田野畑村 (484)	
地域名 (地域内農業集落名)	浜岩泉 (浜岩泉、大芦、島越、切牛)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 23 日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は本村の酪農・畜産の中核となっている地域で、これまでの取り組みにより中心経営体である認定農業者等への農地集約が進んでいる。一方、他地域と同様に農業者の高齢化や後継者問題があることから、今後は中心経営体における後継者育成が求められている。また、中心経営体の中には規模拡大の意向がある農業者もいることから、高齢化等による規模縮小が生じた際は中心経営体への農地集約を図るなど、引き続き農地の適切な管理を行うことが求められている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き酪農・畜産を当地域の農業の中心として推進していく。
 高齢化等に伴う規模縮小などにより耕作不能となった農地については、中心経営体への集約を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	123.91 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	113.45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
これまでの取り組みにより農地の集積が進んでいるが、高齢化等に伴う規模縮小などにより耕作不能となった農地が生じた場合は農地中間管理機構を活用して中心経営体への農地集積を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用した農地の集積を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
—
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、JAなどの関係機関との連携により、認定農業者の担い手確保や新規就農者の獲得などに取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--